

『人と自然がひびきあう、人と自然にやさしい環境のまち 玉名市』の実現

# 玉名市環境基本計画

平成26年4月～平成31年3月



熊本県 玉名市





玉名市長  
**高 壽 哲 哉**

## ごあいさつ

このたび、環境分野の総合計画となる「玉名市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、市民、事業者の皆さまにご協力いただいたアンケート調査結果等を踏まえ、玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」のみなさんによる策定協議など、多くの方々のご協力により策定できました。ここに心から深く感謝申し上げます。

地域における人々の暮らしに影響を及ぼす環境問題の苦情、相談はあとを絶ちません。

しかしながら、今回計画を策定したことで、誰もがより良い環境づくりへの気持ちを育み、他人に迷惑をかけない意識や自然環境、地球環境を守る意識を高めていただくことができるならば、これに勝る喜びはありません。

日ごろ環境施策に積極的に参画、協力いただいている皆さまの環境への思いも含めて、本市の多くの恵まれた環境資源をより良いものとして現在から未来へ継承することが、今を生きる私たちの責務であると考えます。

一方で地球温暖化問題は、市民生活や事業活動が密接に関係しており、エネルギー利用に関わる問題でもあります。したがって、私たちの生活や事業習慣を改善し、節電や省エネなどに取り組むことが求められます。

将来の世代のためにもこの問題を認識し、一人ひとりが身近なことから行動を起こす必要があるのです。そこで、環境基本計画策定においては、この点についても考慮し、可能な範囲で対策を盛り込みました。

効率的で効果的な環境対策を講じていくための様々な施策の基本指針となる本計画のもと、市民、事業者、行政が協働することで、良好な環境が確保され、本市が目指すべき将来像である『人と自然がひびきあう 県北の都 玉名』を共感できる時代が到来することを願ってやみません。

平成26年3月



# はじめに

## 玉名市が環境基本計画で目指すすがた

本市の最も基本となる中・長期的な総合計画の第1次玉名市総合計画後期基本計画（平成24年度～28年度）には、『人と自然がひびきあう 県北の都玉名』と銘打って施策の方向性が示されています。

その中で、環境に関する基本目標は、『人と自然にやさしい環境のまちづくり』とされています。

これを受けて、本市が玉名市環境基本計画（平成26年4月～31年3月）で目指すすがたは、市民・事業者・行政が連携し行動する『人と自然がひびきあう、人と自然にやさしい環境のまち 玉名市』とします。

## 環境基本計画策定プロセス

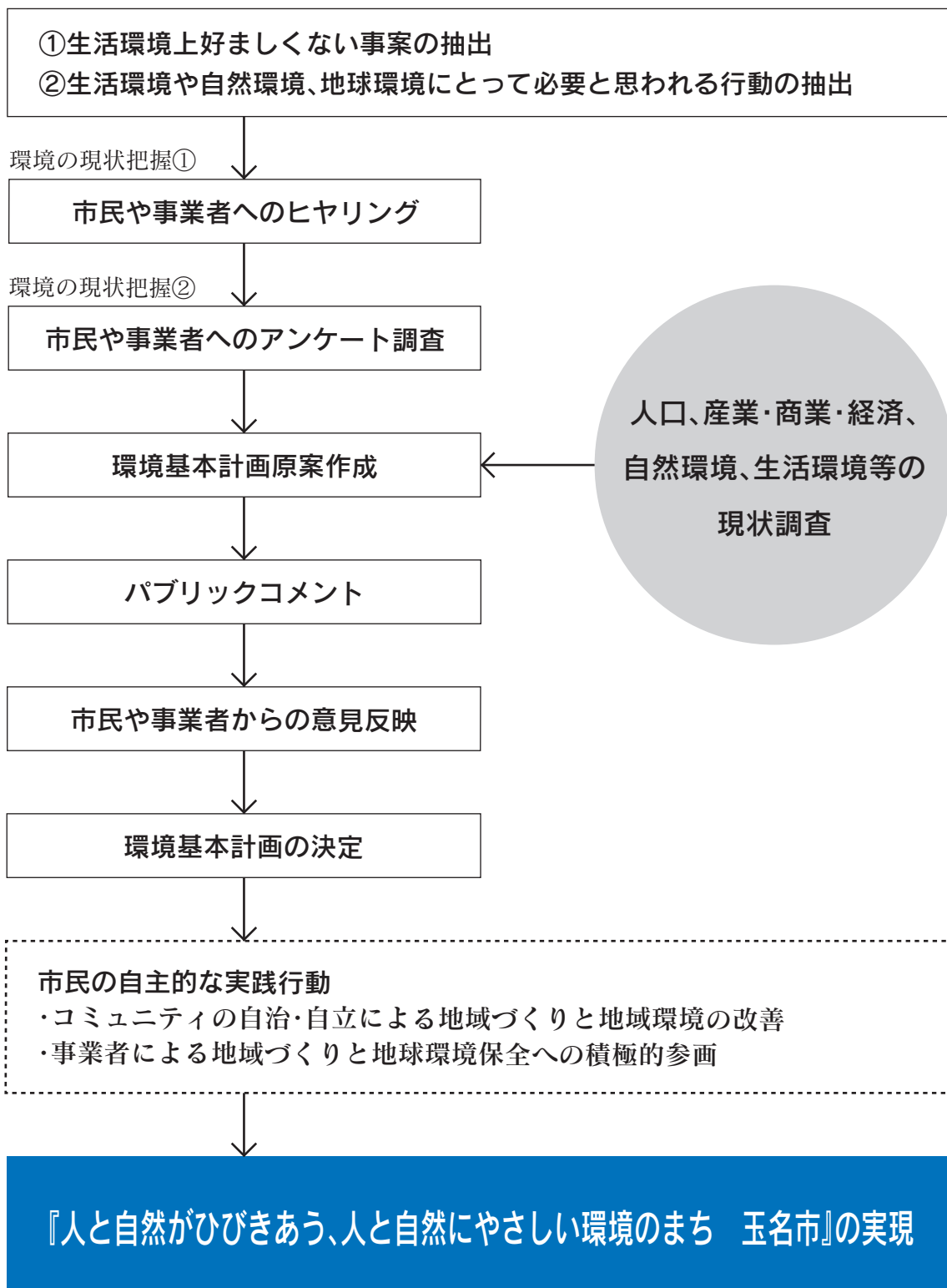
生活環境をより良いものにするためには、その地域に居住する市民や所在する事業者の意識と行動（計画の実践）が特に重要な要素となりますので、本計画は市民や事業者が環境を意識し、行動するための具体的な事柄を示すことが求められます。

そこで、本計画で目指すべき本市のすがたを前述のように示した後、市民や事業者が感じていると思われる生活環境にとって好ましくない事案を抽出し、アンケート調査により確認しました。また、生活環境や自然環境、地球環境にとって必要な行動（実践）等を把握するため、既定の環境行動指針から具体的な行動項目を抽出し、ヒヤリングとアンケート調査により現状を把握しました。

これとは別に、人口、産業・商業・経済、自然環境、生活環境等の現状を調査し、それらの結果を総合して本計画原案を作成しました。

本計画は、玉名市の環境団体を統合した組織である玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」(\*) に対して概要を説明するとともに、インターネットにてパブリックコメントを実施し、市民や事業者から意見をいただき必要に応じて計画に反映させました。

これら一連のプロセスは、計画を行動に結び付けることも意識して行いました。



**※玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」について**

「エコの環たまな」は、市民や団体との連携を図り、それぞれの熱意と知恵を持ち寄り、協議しながら将来に向けて誇りある環境先進地「玉名」づくりを進めるため、平成19年11月29日に、玉名市の支援と参画のもと、第1次玉名市総合計画の基本目標のひとつである『人と自然にやさしい環境のまちづくり』を目指して設立されました。

主な活動内容としては、地球温暖化対策、ごみ減量化、新エネルギーの普及啓発であり、玉名市の施策とも連携して活動を展開しています。

なお、当団体は、環境省地球温暖化対策地域協議会登録簿に登録された団体です。

## 計画の展開

策定した計画は、実践されて初めて意味があるものとなります。

主体者は、市民・事業者・行政であり、三者が一体となって策定した計画（P：Plan）を実践・行動（D：Do）し、結果を検証（C：Check）し、改善（A：Action）することが求められます。このPDCAサイクルによって、『人と自然がひびきあう、人と自然にやさしい環境のまち 玉名市』の実現を目指します。

そこで、本計画に示した**環境行動指針（計画）**を玉名市ホームページ等の広報媒体で市民や事業者に周知して行動を喚起し、実践に移します。（D）

その結果を期中において自己チェックしていただきます。（C）

自己チェックの結果をもとに、次年度の重点的な取り組み項目を決定します。（A）

基本的にその後も毎年度これを繰り返し、一連のPDCAサイクルを平成31年3月までの間展開します。

また、行政施策の展開についても同様に実施（D）し、期中において実施状況を自己チェック（C）して評価し、市民や事業者にも市政広報媒体等を利用して報告した上で次年度の取り組みにつなげます（A）。

## 国及び県の施策との関係

### ①国の環境基本計画

国の第四次環境基本計画が平成24年4月27日に閣議決定されました。

第四次環境基本計画のポイントは次の通りです。

- （1）環境行政の究極目標である持続可能な社会は、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけている。
- （2）持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、以下の4点を設定

[1]政策領域の統合による持続可能な社会の構築

[2]国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化

[3]持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成

[4]地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

（3）「社会・経済のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取り組みの推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の他、6つの事象面で分けた重点分野からなる9つの優先的に取り組む重点分野を定めたほか、東日本大震災からの復旧・復興に係る施策及び放射性物質による環境汚染対策について「章」として取り上げた。

そこで、「低炭素」・「循環」・「自然共生」・「安全」が基盤となる持続可能な社会を本計画では『人と自然がひびきあう、人と自然にやさしい環境のまち』と表現して計画を策定するとともに、本計画のそれぞれの施策を展開するものです。

### ②エネルギー政策

東日本大震災による東京電力の福島原子力発電所の被災により、国のエネルギー・環境計画は今までの流れを大きく変えることとなりました。原子力発電所運転停止による電力不足を火力と再生可能エネルギー（自然エネルギー）により賄う方向への転換です。

再生可能エネルギー（自然エネルギー）による発電は、水力や地熱、バイオマス等のように地域の特性により選択肢が決まるほか、夜間や雨天では機能を発揮しない太陽光など、原子力発電と比較して環境にとっては好ましいものの、安定的に発電することが困難な特性があります。また、施設が十分に整備

されるまでには、相当の時間を要することが予想され、当面は火力に頼らざるを得ない状況です。

これにより、二酸化炭素の排出量が増加することとなりますので、温室効果ガス削減を目指す地球温暖化対策に大きな影響を与えることは必至の情勢です。加えて、経済への影響を配慮する必要性があり、国のエネルギー政策や二酸化炭素削減目標の設定に時間を要しています。

この様な状況下、熊本県では平成32年度までの期間を対象にして、平成24年10月に熊本県総合エネルギー計画（商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課）を策定しました。ここでは、熊本県の豊かな自然エネルギーや地域特性を最大限に生かした取り組みを更に加速させ、「未来型エネルギーのトッランナー」として、新エネと省エネ等の取り組みを積極的に推進するとしています。

県北地域に位置する本市は、施策の柱として

- ・メガソーラー、中小水力、家畜系・木質系バイオマス推進
- ・新旧エネルギー産業観光
- ・スマートコミュニティ推進

と示されており、県は、市町村などと連携してこれらを推進していくことが記されています。

そこで、これらの県の施策との連携を図るため、施設整備に関する経済的補助や手続き等の支援を盛り込みました。

### ③従来の本市の施策と県の施策

玉名市環境行動指針と第三次熊本県環境基本指針（平成23年度～32年度）・第四次熊本県環境基本計画（平成23年度～27年度）は、表現に違いはあるものの、基本的な組み立てが次の比較表の様に同じものとなっています。

【玉名市環境行動指針と熊本県環境基本計画の比較表】

玉名市：対象とする環境	熊本県：目指すべき姿
自然環境 自然環境の保全	自然共生社会 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現
生活環境 生活環境の保全	循環型社会 資源を適正に利用する循環型社会の実現
地球環境 地球環境の保全	低炭素社会 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現
快適環境 快適環境の創造	安全で快適な生活環境 安全で快適な生活環境の実現
環境保全体制 協働による環境保全の推進	県民総ぐるみを基本とした計画推進

本計画には、玉名市環境行動指針に示されたそれぞれの行動を、より効果的に実践されるよう整理して盛り込んでいます。

# 【目次】

## 【第1編】序論

- 11 第1章 目的
- 第2章 期間
- 第3章 構成
- 13 第4章 体系と位置付け
- 17 第5章 主体の整理

## 【第2編】玉名市の環境の現状

- 20 第1章 人口・世帯数
- 第2章 産業・商業・生産額
- 22 第3章 自然環境
- 第4章 生活環境
- 25 第5章 人の活動（アンケート調査の結果）
  - (1) 生活環境上好ましくない事案の抽出
  - (2) 必要と思われる行動の現状  
(平成22年3月発行「玉名市環境行動指針」より)

## 【第3編】環境基本計画（施策）

- 36 第1章 便利で快適なまちづくり
  - (1) 魅力ある住環境の整備
  - 37 (2) 公園・緑地等の整備
  - 38 (3) まちなみの景観形成
- 39 第2章 人と自然にやさしい環境のまちづくり
  - (1) 自然環境の保全
  - 40 (2) 環境保全への意識啓発
  - 42 (3) 新エネルギーの導入
  - 43 (4) 上水道・下水道の整備促進
  - 45 (5) 安心安全なまちづくり
  - 47 (6) ごみ・し尿処理と再資源化の推進
- 48 第3章 人をはぐくむまちづくり
  - (1) 学校教育の充実
  - 50 (2) 社会教育の充実



52	<b>第4章 活力とにぎわいのある産業のまちづくり</b>
	(1) 農林業の振興
54	(2) 水産業の振興
56	(3) 製造業・工業の振興
57	(4) 商業の振興
58	<b>第5章 いきいきと暮らせる福祉のまちづくり</b>
	大学を活かしたまちづくり
59	<b>第6章 みんなで進める協働のまちづくり</b>
	協働のまちづくり

## 【第4編】環境行動指針（計画）

62	<b>第1章 市民編</b>
64	<b>第2章 事業所編</b>
65	<b>第3章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）</b>
	(1) 国の方針
68	(2) 熊本県の方針
69	(3) 玉名市の方針
70	(4) 実行計画（区域施策編）策定マニュアル
	(5) 策定マニュアルに示された構成と本計画における対応

## 【第5編】実施体制と役割及び宣言

74	実施体制と役割及び宣言
----	-------------

## 【第6編】自己チェック

	<b>環境行動指針</b>
76	取り組み状況自己チェックリスト【市民・事業所用】
79	取り組み状況自己チェックリスト【事業所用】
	<b>環境基本計画（施策）</b>
80	実施状況自己チェックリスト【行政用】
90	むすび



# 【第1編】

# 序論

## 環境基本計画

環境基本計画(かんきょうきほんけいかく)とは、国や地方自治体等の環境保全に関する基本的な計画のことで、市民や事業者の皆さんとより良い環境を創造するための計画です。

本市の場合、地方自治法第2条第4項に基づく「総合計画」の分野別計画として位置付けています。



# 第1章 目的

本計画で、本市の地域特性を活かした将来の望ましい環境像を示しました。

豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、総合的かつ計画的に達成すべき目標・指標を設定し、市民・事業者・行政が行うべき環境行動を示しましたので、それらを実践することで、望ましい環境像を実現することを目的としています。

# 第2章 期間

本計画の期間は、平成26年度から30年度までの5年間とします。

平成26年度から計画を実行に移しますが、国のエネルギーと環境に関する方向性が明確に示されることや、県の施策の動向及び社会的な情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

玉名市総合計画と環境基本計画の期間

(年度)

平成19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
玉名市総合計画・基本構想(10か年)													
玉名市総合計画・前期基本計画					玉名市総合計画・後期基本計画								
							玉名市環境基本計画(本計画)						



## つながり(たまな菜の花フェスタ)

玉名市民の「つながり」でより良い環境を創造します。より良い環境の創造は、未来との「つながり」を意識することで実現します。

# 第3章 構成

本計画は、第1次玉名市総合計画後期基本計画(平成24年度～28年度)及び、平成22年3月に発行された「玉名市環境行動指針」の施策との連携を図った構成としました。

※詳細は「第4章 体系と位置付け」に記述

そこで、第1次玉名市総合計画後期基本計画(平成24年度～28年度)「第1編第3章 施策の体系」に示された6項目の基本目標を達成するための主要施策の内、17項目の主要施策に関して、**環境の視点から整理して本計画「第3編 環境基本計画(施策)」を策定**しています。

「第3編 環境基本計画(施策)」は、速やかに取り組むべき項目を抽出し、計画的な展開が図りやすいよう整理しました。

また、市民・事業者・行政が一体となって同じ方向を向いて環境行動をすることを企図し、「第4編 環境行動指針(計画)」を策定しました。

「第4編 環境行動指針(計画)」は、平成22年3月に発行さ

れた「玉名市環境行動指針」を基にして、周知や実施状況を調査した上で整理しました。

加えて、地球環境の保全に向けた行動を促進させる為、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定しました。



#### 天水桜

春の到来を告げる桜は、玉名市民の心まで温かくしてくれます。

### ＜玉名市環境基本計画の構成＞

#### 【第3編】 環境基本計画（施策）

- 第1章 便利で快適なまちづくり
- 第2章 人と自然にやさしい環境のまちづくり
- 第3章 人をはぐくむまちづくり
- 第4章 活力とにぎわいのある産業のまちづくり
- 第5章 いきいきと暮らせる福祉のまちづくり
- 第6章 みんなで進める協働のまちづくり

市の環境施策の方針

#### 【第4編】 環境行動指針（計画）

- 第1章 市民編
- 第2章 事業所編

玉名市の環境をより良いものにするため、市民・事業者が行動するための指針（計画）

#### 第3章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

地球環境をより良いものにするため、市民・事業者・行政が一体となって行動するための計画

## 第4章 体系と位置付け

本市は、平成19年度に第1次玉名市総合計画を策定しました。

地方自治法第2条第4項に基づき本市が進むべき方向性を明確に示し施策を体系化したもので、基本構想と基本計画で構成されています。

基本構想は、平成19年度～28年度(10年間)を期間としており、現在、後期基本計画(平成24年度～28年度)に基づき推進しています。

また、玉名市環境行動指針を平成22年3月に発行し、平成24年度までの間、市民、事業者、行政が指針に示された具体的な行動を実施してきたところですが、本計画の策定作業において、その実施状況のアンケート調査結果を受けて内容を修正して本計画に盛り込んでいます。



**みかんの花**

美しく咲くみかんの花、冬の到来とともに多くの実を付けます。

### 【最上位計画】

## 第1次玉名市総合計画 基本構想

(平成19年度から28年度までの10年間の計画)



### ①基本計画(前期)

平成19年度～23年度(5年間)※終了

### ②基本計画(後期)

平成24年度～28年度(5年間)※実施中

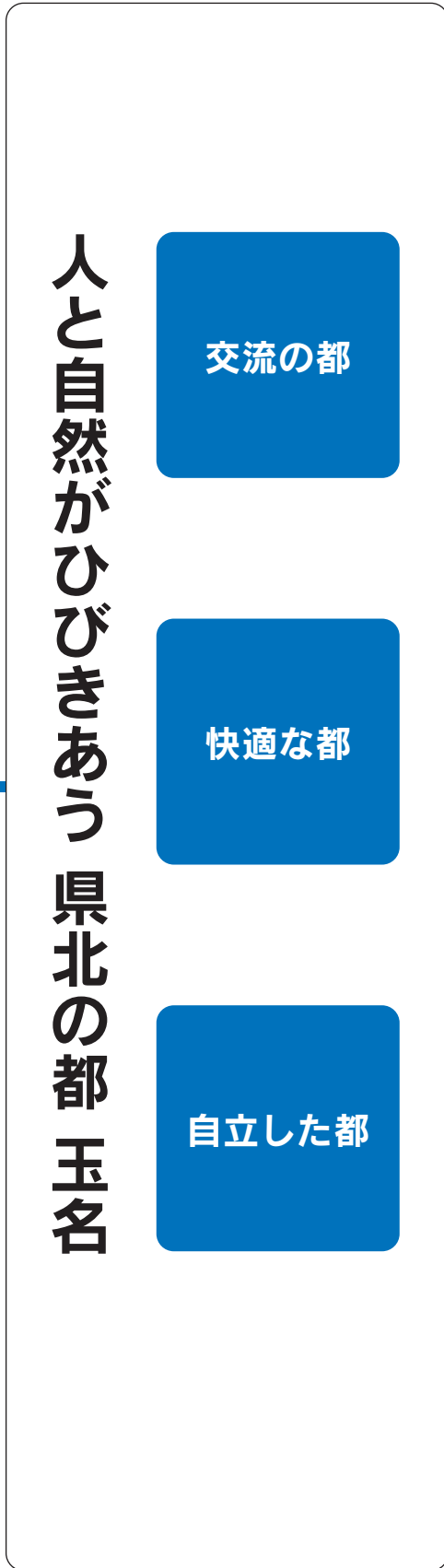
基本計画の6項目の基本目標を達成するために示された主要施策の内、本計画では、目標別に17の主要施策について環境の視点から整理しました。

- (1)便利で快適なまちづくり ……………3つの主要施策
- (2)人と自然にやさしい環境のまちづくり ……6つの主要施策
- (3)人をはぐくむまちづくり ……………2つの主要施策
- (4)活力とにぎわいのある産業のまちづくり …4つの主要施策
- (5)いきいきと暮らせる福祉のまちづくり ……1つの主要施策
- (6)みんなで進める協働のまちづくり ……………1つの主要施策

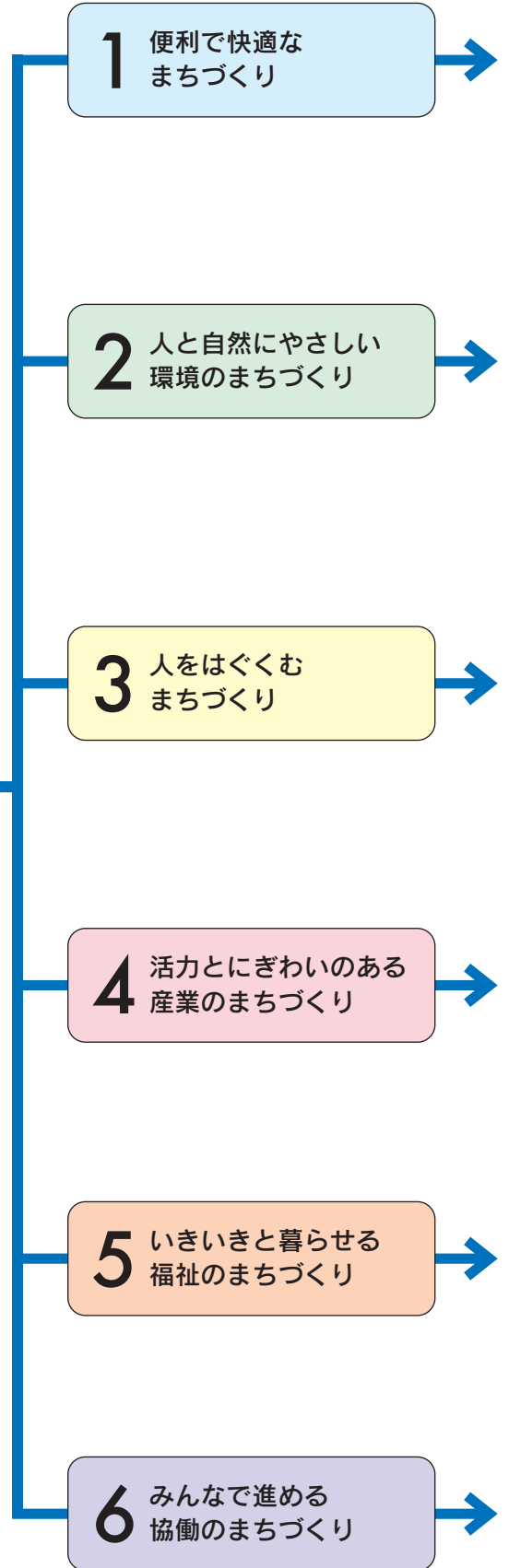
【基本理念】

信頼と勇気ある改革

【将来象】



【基本目標】





## 主要施策

1	道路交通体系の整備
2	公共交通の充実
3	魅力ある住環境の整備
4	公園・緑地等の整備
5	まちなみの景観形成
6	情報・通信基盤の整備

1	自然環境の保全
2	環境保全への意識啓発
3	新エネルギーの導入
4	上水道・下水道の整備促進
5	安心安全なまちづくり
6	ごみ・し尿処理と再資源化の推進

1	学校教育の充実
2	社会教育の充実
3	社会体育の充実
4	文化・芸術の振興
5	国際交流の推進
6	「音楽の都 玉名」づくり

1	農林業の振興
2	水産業の振興
3	製造業・工業の振興
4	商業の振興
5	観光の振興

1	保健医療体制の充実
2	保健活動の推進
3	社会福祉の充実
4	社会保障の充実
5	大学を活かしたまちづくり

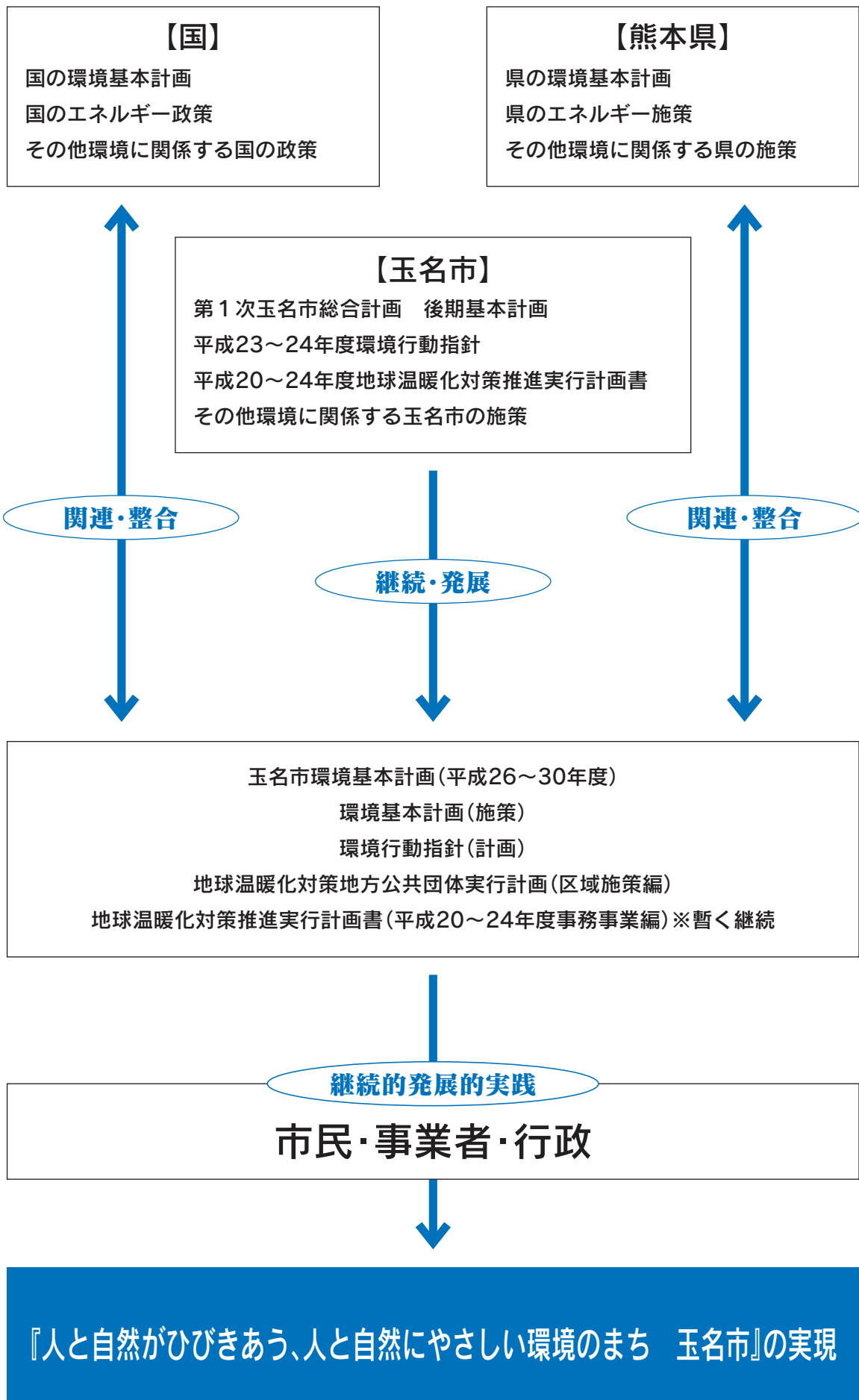
1	協働のまちづくり
2	人権啓発の推進
3	男女共同参画社会の推進
4	情報公開の推進
5	行財政運営の効率化

## 施策区分

1	1. 広域交通ネットワークの整備	3	1. 定住化などの推進	
	2. 生活道路網の整備		2. 公営住宅の整備	
	3. 「15分構想」の推進	4	1. 公園・緑地の整備	
1. 新玉名駅周辺の整備	2. 「花の都 玉名」づくりの推進			
2	2. バス路線網の整備	5	1. 都市景観の形成	
	1. 地下水の保全		2. 自然景観の形成	
1	2. 河川環境の保全		6	3. 「美しい景観都市 玉名」の実現
	3. 森林環境の保全	1. 情報基盤・通信ネットワークの整備		
	4. 「環境の先進地・環境立都 玉名」の推進	5	1. 防災体制の強化	
1. 環境保全活動の意識啓発の推進	2. 治水の強化			
2. 環境保全活動の支援	3. 交通安全対策の強化			
3	1. 新エネルギー導入の推進	6	4. 防犯対策の強化	
	2. 省エネルギーの推進		1. ごみ分別収集の推進	
4	1. 上水道などの整備	6	2. 循環型社会システムの構築	
	2. 下水道などの整備		3. 不法投棄の監視強化	
1	1. 就学前教育の充実	3	1. 生涯スポーツの推進	
	2. 生きる力を身につける教育の推進		2. 社会体育指導者の育成	
	3. 学校・家庭・地域の連携	4	3. 社会体育施設の充実	
	4. 人権教育の充実		1. 歴史・文化施設の充実	
	5. 教育環境の整備		2. 文化交流活動の推進	
2	1. 生涯学習の推進	5	3. 歴史・文化を生かした地域づくりの推進	
	2. 社会教育の推進		1. 国際交流活動の推進	
	3. 社会教育施設の充実		2. 国際感覚豊かな人材の育成	
1	1. 6次産業化の推進	6	1. 「音楽の都 玉名」づくりの推進	
	2. 農産物の振興		4	1. 商店街・商業者の支援
	3. 農業基盤整備の推進	2. 商業活性化の推進		
	4. 畜産の振興	5	3. 消費者の保護の強化	
	5. 農業経営者の育成と受皿づくり		1. 広域観光ネットワークの推進	
	6. 農産物の販路拡大		2. 観光情報の充実	
	2	7. グリーンツーリズムの推進	5	3. 特産・物産品の開発と販路拡大
		8. 森林の多面的活用と整備		4. 観光資源の魅力創出
3	1. 水産基盤整備の推進	4	5. 国際観光への対応	
	2. 漁場環境の保全		1. 介護保険事業の充実	
	3. 漁業経営の安定化の推進		2. 国民健康保険事業などの健全運営	
1	1. 新規企業の誘致	4	3. 国民年金制度の啓発	
	2. 地場企業・起業家の支援		4. 低所得者福祉の充実	
2	3. 就業対策の推進	5	1. 大学公開講座の活用	
	1. 健康づくりの推進		2. 大学施設の活用	
3	2. 医療体制の充実		4	3. 交流事業の推進
	1. 保健活動の推進	1. 情報公開の充実		
	1. 子育て支援の充実	5	2. 個人情報保護対策の強化	
	2. 障がい者支援の充実		3. 行政情報発信の充実	
	3. 高齢者支援の充実		1. 健全な財政の運営	
1	4. 地域で支え合う体制の充実	5	2. 行政経営の推進	
	5. ユニバーサルデザインの推進		3. 職員の計画的な人事配置と育成	
2	1. 市民協働の推進	5	4. 行政施設の整備と有効活用	
	2. 市民公益活動の支援		1. 健全な財政の運営	
3	1. 人権教育と人権啓発活動の充実	5	2. 行政経営の推進	
	1. 男女共同参画社会の形成		3. 職員の計画的な人事配置と育成	
2	2. 男女共同参画センターの開設	5	4. 行政施設の整備と有効活用	

※玉名市総合計画に示された基本目標、主要施策ごとに施策区分を色分けしました。その内、環境基本計画に含む施策を青文字にしました。

## ＜玉名市環境基本計画の位置づけ＞



## 第5章 主体の整理

本計画は、環境基本法第7条（地方公共団体の責務）の規定に基づき策定したもので、実施主体者は、同法で責務が示された地方公共団体（行政）と事業者及び市民です。

参考：環境基本法抜粋

### （地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

### （国民の責務）

第九条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。



【第2編】

# 玉名市の環境の現状

# 第1章 人口・世帯数

※ここからは、「事業者」を「事業所」と表現します。

本市の総人口は、平成14年には72,647人で、その後平成24年まで増加することがないまま68,775人まで減少しており、この10年間の増減率は-5.33%です。

世帯数は、平成14年23,294世帯で、平成24年24,490世帯と増加しており、増減率は+5.13%です。平成23年に減少したものの他の年はいずれも前年より増加しています。

これらから単純に1世帯当たりの家族数を計算すると、平成14年3.12人、平成24年2.81人であり、人口の減少と世帯数の増加が進み、核家族化が進行していることが分かります。

国の全体的な動向と比較すると表1「国と玉名市の人口・世帯数の動向比較」のようになります。

また、平成22年の年齢別人口分布を見ると、55～64歳が男女とも最も多く、15.5%を占めています。低年齢になるほど人口は少なく、少子高齢化が進行している状況です。

表1 国と玉名市の人口・世帯数の動向比較

区分	年度	人口(人)	増減率(%)	世帯数(戸)	増減率(%)
国	平成14年度	126,478,672	—	48,637,789	—
	平成24年度	126,659,683	+0.14	54,171,475	+11.38
玉名市	平成14年度	72,647	—	23,294	—
	平成24年度	68,775	-5.33	24,490	+5.13

出典：「国勢調査」

# 第2章 産業・商業・生産額

平成22年の産業別就業人口は、

第1次産業 5,426人 (17.0%)

第2次産業 8,310人 (26.0%)

第3次産業 17,883人 (55.9%)

分類不能 345人 (1.1%)

であり、第3次産業が過半数を占めています。

第3次産業の就業者数の変動は少なく、第1次、第2次産業の就業者数は減少傾向にあります。

産業大分類別人口は、サービス業が最も多く32.9%、次いで製造業が19.0%、農業が16.2%となっています。

農業就業者数は減少傾向を示しており、平成12年8,364人に対して平成22年5,845人で、約70%に減少しています。

漁業も平成15年1,156人に対して平成20年908人で、約79%に減少しています。

製造業は、平成12年の事業所数118に対して平成22年は76で約64%、従業者数4,518人に対して3,033人で約67%といずれも減少傾向を示しています。

製造業における従業者数の内訳は、印刷・同関連業が817人と最も多く、次いでゴム製品製造業653人、食料品製造業603人となっています。

商業等における平成21年従業者数は、卸売業・小売業が4,857人で最も多く、次いで医療・福祉が3,213人、宿泊業・飲食サービス業が2,030人となっています。

商業については、分類方法が変わったことから、増減等数値比較は出来ないものの傾向として大きな変化は見られません。

総合すると、第1次、第2次産業は減少し、第3次産業は大きな変化が無い状況であり、第3次産業の就業人口が概ね56%となっています。

総生産額の動向は、表2「玉名市の総生産額の推移」にあるように過去10年は減少傾向にあり、平成22年度は平成12年度の86.8%で、13.2%の減少となっています。

表2 玉名市の総生産額の推移

年度	市内総生産額(単位:千円)	各年傾向	経年傾向
平成12年度	203,008,108		● ↓
平成13年度	195,131,314	↓	
平成14年度	190,926,344	↓	
平成15年度	198,896,252	↗	
平成16年度	193,529,035	↓	
平成17年度	186,305,925	↓	
平成18年度	185,713,485	↓	
平成19年度	182,955,397	↓	
平成20年度	177,020,957	↓	
平成21年度	168,691,280	↓	
平成22年度	176,226,712	↗	

出典：「熊本県統計年鑑」

また、平成21年度の熊本県と本市の人口及び一人当たり総生産額を比較すると、表3「平成21年度人口及び総生産額の比較」のようになります。

これから単純計算すると、熊本県における本市の割合は、人口3.83%、総生産額2.73%となります。

表3 平成21年度人口及び総生産額の比較

区分	人口(人)	総生産額(百万円)	一人当たり(百万円)
熊本県	1,817,426	6,185,600	3.40
玉名市	69,541	168,691	2.43

出典：「熊本県統計年鑑」

## 第3章 自然環境

### ① 植物

平野の大部分を水田や雑草が、丘陵部は常緑果樹園が、山間部はスギ、ヒノキ、アカマツ植林が大部分を占めています。

### ② 動物

本市には重要種が多く生息しています。その内熊本県レッドデータブックに示された生息の可能性が考えられる重要種は、147種となっています。ちなみに、熊本県全体では1,506種が示されています。

## 第4章 生活環境

### ① 文化財

国指定の文化財8件、国登録の文化財5件、県指定の文化財11件と多くの重要文化財や史跡を有しています。

### ② 伝統行事

歴史や地域の特性に応じ、把握しただけでも21種の催しが季節ごとに各地で開催されています。

### ③ 騒音・振動

主な騒音・振動は、主要道路の交通や新幹線鉄道によるものです。道路の交通騒音は、環境基準を超えているものの要請限度は超えておらず、新幹線騒音・振動は、環境基準を下回っています。

### ④ 大気環境

本市に所在の有明保健所で二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント(OX)の常時観測を行っています。

環境基準の長期的評価によると、二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )と浮遊粒子状物質(SPM)は、評価基準値を超えていませんが、平成24年度より測定を行っている微小粒子状物質(PM2.5)は、年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ の基準に対して、 $17.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ と基準を超過しています。

光化学オキシダント(OX)は、昼間の値が0.06ppm以下の基準に対して、平成14年度0.069ppmから、平成21年度0.108ppm(最大値)まで、毎年基準を超えています。

### ⑤ 水環境

#### 【公共用水域】

菊池川下流(中富)の水質は、いずれも基準値以内であり、pH(水素イオン指数)、DO(溶存酸素)、BOD(生物化学的酸素要求量)の値に経年変化は見られず良好と言えます。

#### 【地下水】

地下水は、平成23年度に「ふっ素」「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過したものの、全体的に水質は良好と言えます。



また、地下水は豊富で、平成22年の井戸総数578本、採水量10,162,340<sup>m</sup>で農業、工業から一般家庭にいたるまで幅広く利用されています。

## ⑥ 上水道・下水道

### 【上水道】

上水道事業の変更や拡張が行われ、もっとも新しい計画給水人口は平成22年度54,650人、普及率は90.2%となっています。

### 【下水道】

平成32年度の計画処理人口14,700人を目標に整備を行っており、平成22年度行政区域内人口に対する公共下水道人口の普及率は65.8%となっています。

また、全体計画に対する普及率は66.7%となっています。

## ⑦ 土壌

地質的には花崗岩風化土やシラス等であり、本市全域が特殊土壌地帯指定地域（しばしば台風の来襲を受け雨量が極めて多く、かつ特殊土壌（シラス等特殊な火山噴出物等）に覆われているために、災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯）に指定されています。

なお、平成24年3月現在で土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定はありません。

## ⑧ 温泉

本市には、特徴的な自然環境のひとつである温泉を活用した施設が数多くあり、源泉の数は、県内の約5.3%にあたる85か所（平成25年3月現在）が存在しています。

また、源泉の掘削箇所は、そのほとんどが玉名市岩崎・立願寺地区及び天水町小天地区に存在しています。

## ⑨ 公害苦情

公害に関する苦情は、1年間で24～40件寄せられていますが、特定の主だった要因による苦情はありません。

## ⑩ 温室効果ガス

熊本県が算出した平成21年度の温室効果ガス（二酸化炭素・CO<sub>2</sub>）排出量を人口按分して本市の排出量を算出すると、404,368 t-CO<sub>2</sub>となります。

同様に生産額で按分すると228,206 t-CO<sub>2</sub>となります。

その内、本市（役所）の事務事業による排出量は、5,864 t-CO<sub>2</sub>となり、人口按分値に対する割合は1.45%、生産額按分値に対する割合は2.57%を占めています。

## ⑪ 廃棄物

### 【一般廃棄物】

一般廃棄物収集量合計は、平成18年度が17,805 tで平成22年度が16,157 tとなっています。この間で約10%減少しています。

この内可燃ごみは、平成18年度が14,469 tで平成22年度が14,026 tとなっており、約3%減少しています。

1人当たりの総排出量は、年間概ね240 kg、1日あたり0.66kgで、他の同程度の人口規模の市町村

(平成24年度九州・沖縄地域における地域循環圏形成推進調査報告書：環境省九州環境事務所 名護市生ごみ資源化に係る基本的な計画案(地域計画案))の1人1日あたり(0.672~1.39kg)と比較すると、かなり少ない量となっています。 ※集計方法が多少異なる可能性があります。

本市の廃棄物は、有明広域行政事務組合で処理しており、主な処理施設は次の通りです。

## 【有明広域行政事務組合】

### (1) 東部環境センター

#### 焼却施設

処理方式：准連続燃焼方式

処理能力：70トン/16時間(35トン/16時間×2基)

#### 資源粗大処理施設

処理方式：破碎、圧縮

処理能力：16トン/5時間

#### リサイクルプラザ

敷地面積：約9,800平方メートル

#### 最終処分場

埋立面積：7,100平方メートル

埋立容量：52,010立方メートル

### (2) クリーンパークファイブ

#### 焼却施設

炉形式：流動床ガス化溶融方式

処理能力：50トン/日(25トン/日×2炉)

#### リサイクルプラザファイブ

処理能力：5トン/5時間(不燃物・不燃性粗大ごみ・資源ごみ)

敷地面積：23,657.07平方メートル

なお、有明広域行政事務組合は、玉名市、荒尾市、玉東町、和水町、南関町、長洲町の2市4町により構成され、平成24年4月1日現在熊本県統計調査課資料によると、人口166,731人、世帯数60,861戸となっています。

## 【産業廃棄物】

本市には、産業廃棄物処理業者が50社所在しています。

この内、処分業者は6社で、リサイクル処理等の中間処理をしています。

本市の産業廃棄物の排出状況に関する直接的データはないので、平成21年度の熊本県における産業廃棄物排出量推計値から計算すると、人口按分で226,054t/年、総生産按分で275,503 t/年となります。

## 第5章 人の活動(アンケート調査の結果)

### (1)生活環境上好ましくない事案の抽出

生活環境上好ましくないと思われる事案を抽出し、アンケート調査により、市民及び事業所に尋ねたところ、次のような結果となりました。

番号	好ましくない事案	今後必要と思われる対策
ア	不法投棄	環境教育と普及啓発活動の充実
イ	ごみの出し方	同 上
ウ	野焼き	同 上
エ	野良犬、野良猫問題	環境教育と犬猫の捕獲
オ	環境倫理・モラル	環境教育と普及啓発活動の充実
カ	(その他、地域固有の課題) コミュニケーション不足や 高齢化、少子化による弊害	地域コミュニティやコミュニケーションシステムの 再構築 少子高齢化を考慮した計画づくり

自由に記載いただいた意見の内、一部の要約を次に記載します。

#### 【市民】

- ①環境先進都市になるよう努力してもらいたい。
- ②環境行動指針を知らなかったことを反省した。
- ③ホームページで環境行動指針を見たが分からなかった。
- ④周辺道路が整備されきれいになったが、自然を残した潤いある環境にして欲しい。
- ⑤生ごみ処理機の補助等を大々的に行うべきだ。
- ⑥ゴミ出しルールを守って欲しい。

#### 【事業所】

- ①事業所の中だけでなく、周りの環境についての意識が無かったが、これを機に意識を高めていきたい。
- ②空き瓶の収集の仕方に疑問がある。他の市町村に比べ劣っている。コンテナ回収を希望する。
- ③区長の協力のもとごみ分別を徹底することを願っている。

### (2)必要と思われる行動の現状(平成22年3月発行「玉名市環境行動指針」より)

玉名市の全世帯に配布した平成22年3月発行の「玉名市環境行動指針」は、市民編、事業所編、行政編に分けて各主体が実施すべき環境行動を具体的に示しています。そこで、その周知状況と、示されている環境の保全上必要と思われる行動の実施状況をアンケートで把握しました。

#### 1. 環境行動指針の周知状況

「玉名市環境行動指針」に関する周知状況を把握するため、アンケートの冒頭において行動指針を知つ

ているか否かを尋ねました。

市民からの回答結果は、「よく知っている」「知っている」の割合（周知率）は13%で、「聞いたことはある」「知らない」は76%でした。

事業所からの回答結果は、「よく知っている」が“0”で「知っている」が17%、「聞いたことはある」「知らない」の計が72%で、市民の回答と概ね同様の割合となりました。

これらの結果から、計画の周知が不足していたことが分かりました。

また、「玉名市のホームページを調べたが玉名市環境行動指針が分からない」という意見もあり、広報媒体の多様化が求められていることも分かりました。

以下、主体別に回答結果をまとめます。（市民、事業所が実施すべき環境行動については、本章の末に一覧表で掲載しています。）

なお、アンケート結果の分析や計画策定時の取扱い等詳細については、別冊の環境基本計画基礎調査資料を参照ください。

## 2. 市民の行動の実施状況

### 【行動1】 優れた自然、身近な自然の保全

自然環境に触れ、学ぶことや保全に努めることなど5項目が示されています。

5項目の行動実施割合は、③「身のまわりの花や樹木などの緑を大切にする」の79%が最も多く、⑤「山林（竹林）の保全に努める」が37%で最も少ない状況でしたが、かなりの割合で行動していることが分かりました。

### 【行動2】 人と自然のふれあいの場の確保

ふれあいの場の確保や活用など3項目が示されています。

最も多く行動していた項目は、③「自然の中で過ごす時間を持つように努める」の47%で、少ない項目も29%と回答があり、かなりの割合で行動していることが分かりました。

### 【行動3】 動植物と共にすめる環境の維持

生物調査への参加や特定外来生物の扱いなど5項目が示されています。

①「生き物に関心を持ち、川の生物調査観察会などに参加する」の17%の他は、行動したとの回答が30～72%であり、かなりの割合で行動していることが分かりました。

### 【行動4】 豊かな湧水の保全と適正利用

清掃美化への参加や伝承など3項目が示されています。

生活している地域周辺の定期的な清掃美化には、37%の割合で行動していますが、②「湧水池にごみのポイ捨てをしない」の項目において、4件（1%）が出来なかったと回答しています。4件のポイ捨ての量や内容の問題もありますが、断定的な言い方をすると、1%の方がごみを捨て、37%の市民がそれを片付けていることにもなります。

### 【行動5】 地下水の保全と水環境の保全

雨水浸透マスの設置促進や節水など4項目が示されています。

雨水浸透マスの設置は29%と高く、その他節水行動も29～69%が行動しており、意識は高いと言えます。

## 【行動6】 菊池川と有明海の水質保全

下水道への接続や合併処理浄化槽の設置、点検及び合成洗剤の使用を控えることなど5項目が示されています。

公共下水道や農業集落排水への接続、合併浄化槽の設置は50%が「できた」と回答していますが、「できなかった」と回答した4%を含む残りの50%が課題です。

また、浄化槽の点検については、無回答が41～54%と多く、意識が低いかあるいは、理解が不足していることが分かりました。

④「天ぷら油は、石けんにしたり天ぷら油の回収に協力する」は、27%の実施率で、水環境の保全や資源の再利用及び地球温暖化対策の観点から、更に促進させることが求められます。

## 【行動7】 大気、悪臭、騒音及び振動の防止と公害防止体制の整備

公共交通機関の活用や生活における騒音に気を配ることなど5項目が示されています。

行動指針に示されている行動項目の分類を再検討する必要があることや、公害防止体制の整備については、市民に求める行動としてそぐわないことが分かりました。

## 【行動8】 ごみの適正処理の推進

ごみ減量化や廃家電製品の適正処理など4項目が示されています。

74～88%が「できた」と回答しており、「できなかった」の回答があるものの概ね適切に行動していることが分かりました。

## 【行動9】 資源を大切にす

無駄なものを買わないことやマイバッグ利用の呼びかけなど3項目が示されています。

無駄なものを買わないことは75%が「できた」と回答、「できなかった」は“0”でした。

生ごみの堆肥化は31%が「できた」と回答、マイバッグは44%が「できた」と回答していました。

いずれの項目に対しても比較的高い意識であることが分かりました。

## 【行動10】 地球環境問題への対策

太陽光発電施設の導入や待機電力を抑えるなど5項目が示されています。

太陽光発電の導入23%の他は56～65%が「できた」と回答しており、比較的高い意識であることが分かりました。

## 【行動11】 環境保全活動への自主的な取り組みの推進

身のまわりの環境について話し合うことや様々な環境活動への積極的な参加及び、空き地の適正な管理など5項目が示されています。

この内、環境活動は具体的に17のイベントが示されています。

①「家庭や学校などで身のまわりの環境について話し合う」については、31%が「できた」と回答。イベントは18%が「参加した」と回答したものの、17の個別のイベント参加は、「参加できなかった」と無回答が57～80%でした。

③「空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをやめる」は、69%が「できた」と回答しているものの、「どちらともいえない」が7件、「できなかった」に5件の回答があり、一部の方がポイ捨てを行っていました。

その他、ペットや空き地の管理に関することも含まれており、これらを所有しない方には関係が無いことであり、無回答が多い状況でした。

### 【行動12】 環境に関する人材の育成

環境保全リーダーの養成や環境保全まちづくりの取り組みなど3項目が示されています。

②「各家庭で環境家計簿に取り組む」については、人材の育成とは異なる項目と思われ、その他も市民が行動する内容としては少し距離が感じられるものです。

どの項目も実施状況は好ましくない結果でした。

## 3. 事業所の行動の実施状況

事業所編には、市民編にある「(行動1)」のような記載は無く、いきなり行動の内容が記載されていたので、ここでは、整理上付番をしました。また、求められる行動(内容)は、市民編とは異なるものとなっていました。基本的な行動は同じであり、本計画策定において改定することとしました。

一部の行動については、文章表現を( )内の様に修正したり、割愛したりしてアンケート調査を実施しました。

### (1) 里山やみどり豊かな自然を守りましょう

「庭や緑地、植林地等緑を適切に管理する」の1項目が示されています。

67%が「できた」と回答し、「できなかった」は1件で意識が高いことが分かりました。

### (2) 水の循環を大切にしましょう(水を大切にしましょう)

排水基準を守ることや地下水の適切な利用など7項目が示されています。

排水基準は83%が「できた」と回答するも「できなかった」の回答が1件、「どちらとも言えない」が4件あり、この5件は回答いただいた事業所の7%に当たります。どの程度の濃度でどれほどの量を排水したのかについては把握していませんが、事業活動によるこれらの行動は、一般的に考え濃度や量から環境への影響が大きいと考えられるため、改善を求めする必要があります。

合併浄化槽への取り換えは、39%が「できた」と回答。「できなかった」が9件、「どちらとも言えない」が6件で計15件35%あり改善を要します。

浄化槽設置者に対する「法定検査」「保守点検」「清掃」の管理義務については、「できたと」との回答は少なく、無回答が多い状況から、義務であることを承知していないことがうかがえ、周知の必要性があることが分かりました。

### (3) 大気汚染や騒音の発生を少なくしましょう

エコドライブ及び環境に関する届け出や許可など必要な手続きを行うことなど4項目が示されています。

どの項目も無回答が多くありました。内容が抽象的であったり、個人の行動に対する内容であったり、また、記載内容が該当しないなどの理由によるものと思われ。その他、地球温暖化対策の一環に含むべき内容や、法や条例の遵守に係るものなど、整理が必要な状況でした。

### (4) ごみを少なくしましょう(ものを大切に、ごみを減らしましょう)

不要な物を購入しないことやごみ資源の分別排出の徹底とリサイクルの促進など4項目が示されています。

事業所に求める行動内容としては違和感があるもののいずれの内容も80%以上が「できた」と回答しており、多くの事業所が無駄を削減する行動を行っていることが分かりました。

#### (5) 産業廃棄物は適正に処理しましょう

産業廃棄物処理業者への委託や環境美化活動への参加など3項目が示されています。

3項目の実施率は、69%から85%と比較的高く、産業廃棄物を適正に処理する意識が高いことが分かりました。

内容については、産業廃棄物の適正処理と社会貢献活動に分類するなどの整理が必要です。

#### (6) 省資源・省エネルギーを心がけましょう

節電・省エネの推進や建物の省エネ化を図ることなど3項目が示されています。

いずれの内容も50%以上の実施率であり、比較的意識は高いことが分かりました。

地球温暖化対策に分類されるものと資源循環に分類されるものが混在しており整理が必要です。また、設備投資を伴う行動については、その表現の仕方に配慮する必要があるものもありました。

#### (7) 地域とともに環境活動に取り組みましょう

(地域の環境美化活動に参加するなど、環境への関心を高めましょう)

環境教育や環境学習の推進、環境マネジメントシステムの構築、運用など3項目が示されています。

環境学習と環境活動への参加は50%以上の実施率で、環境マネジメントシステムの構築、運用も34%の実施率となりました。社会的状況と比較すると突出して高い数値となっています。

#### (8) 業種別取り組み(追加項目)

業種別取り組みは、事業所ごとに見出すものであることから割愛します。

### 4. 行政の行動の実施状況

行政編の行動自己チェックの結果と分析は、アンケート調査結果(環境基本計画基礎調査資料)にまとめました。

本計画では、環境基本計画(施策)の実施状況を第6編において、自己チェックすることとします。

## 【市民が実施すべき環境行動】

<b>行動1 優れた自然、身近な自然の保全</b>
①自然とふれあう機会を大切にし、自然環境を学ぶ。
②里山や川などの自然を守る行動をこころがける。
③身のまわりの花や樹木などの緑を大切にす。
④田のあぜ道に入ったり、山菜やきのこなどむやみに採らない。
⑤山林(竹林)の保全に努める。
<b>行動2 人と自然のふれあいの場の確保</b>
①自然とふれあえる場の整備に協力する。 参考：横島町明丑の「明丑どんぐり山公園」など。
②自然観察会などを通して里山の自然とふれ、その大切さを学ぶ。
③自然の中で過ごす時間を持つように努める。
<b>行動3 動植物と共にする環境の維持</b>
①生き物に関心を持ち、川の生物調査観察会などに参加する。
②地域でのビオトープ(生き物が生息する場所)づくりに協力する。
③生き物の餌場や巣があるところにはなるべく近づかない。
④特定外来生物(ブラックバス、ブルーギル、ブラジルチドメグサなど本来その地域にいなかったのに人間の活動によって外国から入ってきた生物)を飼育したり、栽培したりしない。
⑤特定外来生物を野外に放たない。
<b>行動4 豊かな湧水の保全と適正利用</b>
参考：玉名市には昔から伝わる湧水池があります。 ・玉名市天水町尾田「尾田の丸池」 ・玉名市伊倉「伊倉十三川」 ・小田・山部田地区「瀬戸の滝」
①湧水池周辺の定期的な清掃美化に協力する。
②湧水池にごみのポイ捨てをしない。
③湧水池の由来や地域とのかかわりを後世に伝える。
<b>行動5 地下水の保全と水環境の保全</b>
①雨水浸透マスなどを設置して、雨水の地下浸透を促進する。
②雨水をためて庭の水やり等に使用する。
③洗車のときは、バケツを利用し節水に心がける。
④歯磨きやシャワーで水を流したままにせず、節水に心がける。
<b>行動6 菊池川と有明海の水質保全</b>
①公共下水道や農業集落排水へ接続し、これらが普及していない地域では、合併処理浄化槽を設置するように努める。 参考：合併処理浄化槽の設置費補助金あり。
②私たちの川や海を守り、汚さないため浄化槽の健康診断である法定検査や、保守点検・清掃を下記の通り行い、適正な定期的管理に努める。(合併処理浄化槽の維持管理(浄化槽設置者の3つの



義務)
(ア)法定検査 使用開始3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内及びその後年1回
(イ)保守点検 単独処理浄化槽は処理方式により3か4ヶ月ごとに1回以上 合併処理浄化槽の一般的な処理方式は4ヶ月ごとに1回以上
(ウ)清掃 全ばっ気方式以外は年1回以上 全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上
③調理くずや天ぷら油を排水に流さないなど水を汚さない工夫をする。
④天ぷら油は、石けんにしたり天ぷら油の回収に協力する。 参考：天ぷら油のコンテナ回収を行っています。 ・「地球守り隊エコ天水」 毎月第2日曜日 午前8時～10時 玉名市天水グラウンド ・「ごみのリサイクルをすすめる会」 毎月第3日曜日 午前8時～10時 玉名市岱明支所 ・「玉名市健康なまちづくり市民座談会環境部会」 毎月第4日曜日 午前9時～10時30分 高瀬大橋下駐車場
⑤合成洗剤の使用を控えるなどの工夫をする。
<b>行動7 大気、悪臭、騒音及び振動の防止と公害防止体制の整備</b>
①外出時は車を控え、できるだけバスや電車を利用する。
②日常生活において自転車の有効活用を図る。
③熊本県下で実施されているノーマイカーデー(毎月第3水曜日)に参加する。
④家庭でごみの屋外焼却をしない。
⑤楽器や音響機器の使用、ペットの鳴き声などに気を配る。
<b>行動8 ごみの適正処理の推進</b>
①ごみの減量化に努める。
②ごみ収集に関するルール(分別、指定袋の使用、行政区・氏名の記入など)を守る。
③道路や山林(竹林)への不法投棄は絶対に止める。
④廃家電製品は販売店に処理を委託する。
<b>行動9 資源を大切に作る</b>
①無駄なものを買わない工夫をする。
②生ごみは堆肥化して使用する。 参考：家庭用生ごみ処理機の購入の補助金交付受付を毎年6月に開始。
③レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを利用する。

<b>行動10 地球環境問題への対策</b>
①太陽光発電などのクリーンエネルギーシステムを導入する。 参考：玉名市太陽光発電システム設置費補助金の募集を開始する時は、「広報たまな」にてお知らせあり。
②省エネ型家電製品を購入、使用する。
③みっていないテレビや家電製品はこまめに電源を切ったり、コンセントを抜く。
④家にいる時は、なるべく家族同じ部屋で過ごす。
⑤出かける際は、家電製品の主電源を切り、待機電力の消費を抑える。
<b>行動11 環境保全活動への自主的な取り組みの推進</b>
①家庭や学校などで身のまわりの環境について話し合う。
②環境応援団「エコの環たまな」、市、大学などが地域で行っている下記のような環境活動や環境に関する学習、教育、講座、美化活動に積極的に参加、協力する。
(ア) みんなの川と海づくりデー
(イ) リサイクルフェスタ
(ウ) 「菊池川の日」スペシャル
(エ) 6月環境月間清掃美化作業
(オ) ライトダウン
(カ) 資源ごみのコンテナ回収
(キ) マイバッグフォーラム
(ク) 川の中の水生生物調査
(ケ) 小学生の環境出前講座
(コ) 生ごみ堆肥化講習会
(サ) 菜の花プロジェクト
(シ) キャンドルナイト
(ス) 植樹活動
(セ) 廃油石けんづくり学習
(ソ) 海岸線の清掃活動「くまもとみんなの川と海づくりデー」(8月)
(タ) 小学生の地球温暖化に関する学習会
(チ) 小学生の川の水環境調査
③空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをやめる。
④ペットのふんはきちんと持ち帰る。
⑤土地所有者は空き地等を適正に管理する。
<b>行動12 環境に関する人材の育成</b>
①地域における環境保全リーダーを養成する。
②各家庭で環境家計簿に取り組む。
③環境保全に関するまちぐるみの取り組みを進める。

## 【事業所が実施すべき環境行動】

<b>1. 里山やみどり豊かな自然を守りましょう</b>
庭や緑地、植林地等緑を適切に管理する。
<b>2. 水を大切にしましょう</b>
①公共下水道や水路、河川に放流する排水は基準を守る。
②単独浄化槽から合併浄化槽（し尿と雑排水処理）に替える。
③浄化槽設置者の3つの義務を適切に行う。
(ア)法定検査 使用開始3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内及びその後年1回
(イ)保守点検 単独処理浄化槽は処理方式により3か4ヶ月ごとに1回以上 合併処理浄化槽の一般的な処理方式は4ヶ月ごとに1回以上
(ウ)清掃 全ばっ気方式以外は年1回以上 全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上
④公共下水道に接続する。(公共下水道が整備されている場合)
⑤節水の工夫をして水を大切に使う。
⑥雨水タンクを設置するなど雨水を有効に利用する。
⑦メーターを設置するなどして地下水の適切な利用に努める。
<b>3. 大気汚染や騒音の発生を少なくしましょう</b>
①下記の様な環境にやさしい運転(エコドライブ)を心がける。
(ア)無駄なアイドリングをしない。
(イ)急加速、急減速をせず経済速度で走る。
(ウ)タイヤ空気圧等の点検や整備を適正にする。
(エ)無駄な荷物は積まない。
(オ)相乗りに努め、公共交通機関の利用を心がける。
(カ)低公害車や電気及びハイブリッド車等の利用に努める。
②ばい煙発生施設がある場合、適切な維持管理をする。
③騒音や振動など発生施設がある場合、騒音、振動の発生防止に努める。
④環境に関する届け出や許可など必要な手続きを行う。
<b>4. ものを大切に、ごみを減らしましょう</b>
①事務用品等不要な物の購入をしない。
②ファイルやバインダー(事務用品)等を再使用する。
③両面や裏紙を使用するなどコピー用紙を有効に使用する。
④ごみや資源の分別排出を徹底し、リサイクルに努める。
<b>5. 産業廃棄物は適正に処理しましょう</b>
①産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理する。

②空地、未利用地等への不法投棄を防止し、所有地を適正に管理する。
③地域の環境美化活動に参加する。
<b>6. 省資源・省エネルギーを心がけましょう</b>
①無駄を省き電気や化石燃料等のエネルギーを大切に使用する。
②古紙100%のトイレットペーパーやエコマーク製品等の環境に配慮した製品やリサイクル製品を購入・使用する。
③LED照明への取り換えや省エネ型エアコンの採用など、建物の省エネ化を図る。
<b>7. 地域の環境美化活動に参加するなど、環境への関心を高めましょう</b>
①業務を通して環境教育、環境学習を進め、環境への関心を高める。
②環境活動への参加に努める。
③環境マネジメントシステムを構築、運用し、経営の合理化と環境保全の取組を計画的に実施する。
<b>8. 業種別取組(追加項目)</b>
<b>飲食業</b> ：①仕入れや調理の工夫により生ごみの減量に努める。
②産業廃棄物処理業者に委託し適正に処理する。(出来るだけリサイクル処理業者に委託する。)
<b>販売業</b> ：①レジ袋の削減に取り組む。
②商品の簡易包装に努める。
③消費者(顧客)にマイバッグ持参を呼びかける。
<b>建設業</b> ：①工事中の騒音、振動、粉じん対策に努める。
②現場周辺の日常生活に配慮する。
③濁水防止対策に努める。
<b>鉱業</b> ：①採掘等現場の騒音、振動、粉じん対策に努める。
②濁水防止対策に努める。
<b>運送業</b> ：適切な車両整備により、排ガス対策に努める。
<b>製造業</b> ：関係する環境基準を厳守する。
<b>農業</b> ：①有機栽培など環境にやさしい農業を推進する。
②農薬や化学肥料の使用量を減らす。
③地産地消をすすめるため玉名市の農産物をPRする。
④竹林や休耕地の手入れをする。
<b>漁業</b> ：薬剤や餌料の適正使用に努める。